㈣　一種指定事業者は、特定関係事業者との間で行う電気通信業務に関する取引であって、その条件が当該特定関係事業者に有利なものであることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものを行ってはならないこととした。（第三一条第五項関係）

3　電気通信番号使用計画の認定の欠格事由の追加等

㈠　電気通信番号使用計画の認定の欠格事由として、詐欺罪等により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者等を追加することとした。（第五〇条の三関係）

㈡　電気通信番号使用計画の認定の基準として、当該認定の申請をした者が申請に係る利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供を継続的に実施すると見込まれること及びその提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件に該当しないことを追加することとした。（第五〇条の四関係）

㈢　電気通信事業者は、利用者設備識別番号を使用する卸電気通信役務の提供に関する契約の締結等をしようとするときは、当該提供の相手方が一定の要件に該当することの確認をした後でなければ、これを行ってはならないこととした。（第五〇条の七関係）

4　鉄塔等提供事業を営む者等の土地等の使用に関する認定制度の創設

鉄塔等提供事業を営み、又は営もうとする者は、土地等の使用に関する総務大臣の裁定等の規定の適用を受けようとする場合には、その鉄塔等提供事業の全部又は一部について、総務大臣の認定を受けることができることとした。（第一四三条の二関係）

5　電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価等の導入

総務大臣は、毎年、電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況について調査を行い、その結果に基づき、電気通信事業者（第三号事業を営む者を含む。）間の適正な競争関係が確保されているかどうかについて評価を行うとともに、当該調査及び評価の結果を公表することとした。（第一六七条の三第一項及び第三項関係）

6　電報の事業について、電気通信事業とみなすこと等とする規定を削除することとした。（改正前の附則第五条関係）

二　日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正関係

1　地域会社の業務等に関する規定の整備

㈠　地域会社が営むものとされる地域電気通信業務について、同一の都道府県の区域内における通信を媒介する電気通信役務を提供する電気通信業務から、目的業務区域内における通信を媒介する電気通信役務を提供する電気通信業務とし、その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務等を提供する電気通信業務を除くこととした。（法第三条の規定による改正後の第二条第三項関係）

㈡　地域会社が営むことができるその保有する設備等を活用して行う業務について、業務ごとにあらかじめ総務大臣に届け出ることを不要とし、あらかじめ総務大臣に対する届出及び公表をした実施基準に従って営むことができることとした。（法第三条の規定による改正後の第二条第七項、第八項及び第一〇項関係）

㈢　地域会社等に係る電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与する責務を廃止することとした。（改正前の第三条関係）

2　地域会社に係る認可に関する規定の整備

㈠　地域会社の特定の合併又は分割の決議について、総務大臣の認可を不要とすることとした。（第一一条第一項関係）

㈡　地域会社は、電気通信設備の設置に必要な建物その他の工作物及び土地について、譲り渡し、担保に供し、その他総務省令で定める処分をしようとするときは、総務大臣の認可を要することとした。（第一三条関係）

三　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇著作権法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一九五号）（文部科学省）

著作権法の一部を改正する法律（令和五年法律第三三号）の施行期日は令和八年四月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和七年六月一日とすることとした。

◇自衛隊法施行令等の一部を改正する政令（政令第一九六号）（防衛省）

一　自衛隊法施行令の一部改正関係

1　自衛隊法（昭和二九年法律第一六五号）第九九条の二第一項に規定する「政令で定める研修」、留学を命ずる学生に対して明示すべき事項、同項第一号に規定する「政令で定める費用」及び償還をしなければならない者に対する通知について規定することとした。（第一二〇条の一九～第一二〇条の二二関係）

2　自衛隊法第九九条の二第一項第二号に規定する「政令で定める率」について規定することとした。（第一二〇条の二三関係）

3　自衛隊法第九九条の二第二項第三号に規定する「政令で定める場合」について規定することとした。（第一二〇条の二四関係）

4　その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

1　航空管制官手当の額等について規定することとした。（第一一条の三～第一二条及び第一三条関係）

2　航空手当の月額の支給割合を引き上げることとした。（第一二条関係）

3　指定場所生活調整金の額等について規定することとした。（第一九条の五及び第一九条の六関係）

4　その他所要の規定の整備を行うこととした。

三　国家公務員退職手当法施行令の一部改正関係

航空管制官手当の新設に伴い、退職手当に関する一般職の職員の基本給月額に準ずる額に当該手当を加えることとした。（第六条の七関係）

四　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。